

平成 22 年 3 月 19 日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

弁理士 佐藤 辰彦

米国、中国の中小企業出願支援制度の改正について

第 1 回の専門調査会で中小企業の特許出願に要する特許庁の手数料を半額にして、宣誓書の提出等の簡便な申請方法を許容すべきであること、前回の専門調査会で海外出願集中支援制度（選抜出願支援制度）を提案したところであるが、米国、中国では同様の取り組みを一步先んじた施策として展開しているので、報告する。

記

1. 米国の Micro Entity 制度の提案

JETRO NY の情報によると、米国上院に上程されている「特許改革法案 2009 (S515 及び HR1260)」は、司法委員会の会合において修正案の合意に達した模様。

修正案の内容には、米国特許商標庁 (USPTO) に料金設定権限を与え、従来の「小規模事業体 (Small Entity)」の料金減額制度に加え、小規模事業体の中でも更に条件を満たすものが該当する「極小規模事業体 (Micro Entity)」の制度を設け、米国特許商標庁に納める料金を 75% 減額することが盛り込まれている。

2. 中国の特定項目資金の設立

中国では、2009 年 8 月に、「海外特許出願を支援するための特定資金管理暫定法」が公布され施行されている。

この法律は、中国国内の中小企業等による海外特許出願を支援することを内容としており、中央財政が「特定項目資金」として海外出願費用を補助することを定めている。

(1) 適用を受ける条件（以下の 1 つの条件を満たすこと）

- ① 中国の産業優勢を発揮するために役立ち、国際競争力を備えるものであること。
- ② 国際市場あるいは国際市場のシェアを拡大させることが見込まれるものであること。
- ③ 特許技術商品が国際市場における市場容量が大きく、市場見通しが良

好であること。

- ④中国の優勢企業が核心技術を保有することに役立つものであること。
- ⑤パテントプールの構築、国際技術標準への参与が見込まれるものであること。
- ⑥国家知識産権戦略のニーズ、方向に合致したものであって、自主イノベーション能力の向上に役立つものであること。

(2) 支援の内容

1件の特許出願につき、最大5カ国(地域を含む)までの費用を支援し、支援金は1カ国ごとに10万元以内とする。ただし、重大なイノベーション・プログラムについてはこの限りでない。

(3) 審査

財政部会と国家知識産権局が選定した専門家が、申請案件を評価する。

結語

我が国の知財戦略として中小企業に対する支援策を検討している間に、米国、中国は一步先んじた支援施策を展開している。諸外国の知財戦略の後塵を拝さないよう、積極的な施策の導入に向けてスピード感を持った前向きな検討を行うべきである。

以上